

## 平成 29 年 8 月 30 日付鑑定意見書の補充鑑定意見書

平成 29 年 9 月 13 日

1 級建築士事務所 be going

1 級建築士 平野 憲司



### はじめに（本補充鑑定の目的）

「平成 28 年 5 月 31 日付不動産鑑定評価書の「地下埋設物撤去及び処理費用」の内訳書に対する鑑定意見書」では地下埋設物の数量を大阪航空局の算定した内訳書（以下「本内訳書」という。）のとおりとして、その価格を国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事積算基準 平成 27 年版」に基づいて「地下埋設物撤去及び処理費用」8 億 1974 万 1947 円を査定した。査定結果は金 4 億 3572 万 3684 円が「適正」金額であり、金 3 億 8401 万 8263 円が過大である旨の鑑定意見を作成し、報告した。

しかし、その後に本内訳書は「空港土木請負工事積算基準」に基づき積算をしたとの説明が航空局長からなされていることが判明した。

今回の補充鑑定意見の目的は、

第一に本件小学校新築工事にかかる「地下埋設物撤去及び処理費用」の積算に「空港土木請負工事積算基準」を適用することの適否

第二に本内訳書の積算が「空港土木請負工事積算基準」に基づいても積算されているかどうか

について鑑定することにある。

### 第 1 補充鑑定意見の結論

- 1 小学校新築工事にかかる「地下埋設物撤去及び処理費用」の積算に「空港土木請負工事積算基準」を適用することは、本件土地の用途（小学校用地）、工事の工種（小学校新築工事）、及び「空港土木請負工事積算基準」の適用範囲

から判断して著しく不適当である。

- 2 本内訳書の「地下埋設物撤去及び処理費用」の査定額 8 億 1974 万 1947 円を「空港土木請負工事積算基準」に基づいて積算しても、金 5 億 4362 万 8707 円になるだけであり、8 億 1974 万 1947 円には達しない。「空港土木請負工事積算基準」で積算しても金 2 億 7611 万 3240 円が過大であり、この基準によったと言う説明は根拠がない（資料 1）。

## 第 2 補充鑑定意見の理由

### 1 「空港土木請負工事積算基準」適用の適否の判断

#### 1) 「平成 28 年度版 空港土木請負工事積算基準」

##### ① 目的（資料 2-1）

「平成 28 年度版 空港土木請負工事積算基準」（以下「空港土木請負工事積算基準」という。）の「第 1 章 総則」の「1. 目的」は、「この積算基準は、空港土木請負工事及び空港土木維持修繕請負工事の予定価格の基礎となる積算価格を適正に算出することを目的とする。」としている。

##### ② 適用の範囲（資料 2-1）

「第 1 章 総則」の「2. 適用の範囲」は、「この積算基準は、空港土木請負工事及び空港土木維持修繕工事に適用する。ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができます。」としている。

##### ③ 空港土木請負工事及び空港土木維持修繕請負工事の工種区分（資料 2-3）

「第 2 章 工事費の積算」の「②間接工事費」の「(1) 工種区分」は、「共通仮設費は、次の工種内容により表-1 に掲げる区分ごとに算定するものとする。」としている。

表-1 工種区分

工種区分	工種内容
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事 空港土工、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、柵工等の付帯施設工、プラスチックフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事
空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、及びこれらに類する工事
空港維持工事	空港維持工事にあって、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事

上記表は「空港土木請負工事積算基準」が「空港用地造成工事」、「空港舗装工事」、「空港維持工事」の積算に適用することを示している。

## 2) 本件土地の所在地

本件土地の所在地は大阪府豊中市野田町 1501 番であり、土地面積は 8,770.43 m<sup>2</sup>である。また、本件土地は大阪国際空港から直線距離で約 2.3 km 離れた南東に位置する市街地にあり（資料 3）、空港の用地ではない。

なお、本件土地は大阪国際空港周辺における航空機騒音対策の一環として、国が移転補償・買収した土地であり、平成 28 年 6 月 20 日に更地価格 9 億 5600 万円から、「地下埋設撤去及び処理費用」8 億 1974 万 1947 円控除した金 1 億 3400 万円で学校法人森友学園（以下「森友学園」という。）に売却された。

## 3) 本件土地の工事と売却経緯

森友学園は平成 27 年 5 月 29 日に近畿財務局と本件土地の国有財産売買予約契約書を締結した。

森友学園は本件土地に 2 階建て校舎と体育館を有する小学校の新築工事を計画し、平成 27 年 7 月から 12 月にかけて汚染土壤対策及び地下埋設物

撤去工事を実施した。

森友学園は平成 28 年 3 月 11 日に近畿財務局に杭打ち工事中（柱状地盤改良工事中）に新たな地中埋設物が発見されたとの報告を行った。

森友学園は平成 28 年 3 月 24 日に本件土地の購入を近畿財務局に申し入れ、平成 28 年 6 月 20 日に更地価格 9 億 5600 万円から、「地下埋設物撤去及び処理費用」8 億 1974 万 1947 円控除した金 1 億 3400 万円で本件土地の売買契約を締結した。

「地下埋設物撤去及び処理費用」8 億 1974 円 1947 円は、国土交通省大阪航空局によると「空港土木請負工事積算基準」に基づいて積算した金額である。

#### 4) 「空港土木請負工事積算基準」適用の適否

- ① 本件土地は大阪国際空港周辺における航空機騒音対策の一環として、国が移転補償・買収した土地であり、空港用地ではない。

「空港土木請負工事積算基準」は、空港用地の空港土木請負工事及び空港土木維持修繕工事の予定価格の基礎となる積算価格を算出することを目的とするものである。

したがって、大阪国際空港から約 2.3 km 離れた市街地の小学校用地の「地下埋設物撤去及び処理費用」の積算に「空港土木請負工事積算基準」を適用することは土地の用途が異なることから不適当である。

- ② 「空港土木請負工事積算基準」は空港用地造成工事、空港舗装工事、空港維持工事等の空港土木請負工事及び空港土木維持修繕請負工事の積算に適用する積算基準である。

したがって、小学校新築工事にかかる「地下埋設物撤去及び処理費用」の積算に「空港土木請負工事積算基準」を適用することは、工事の工種区分が異なることから不適当である。

- ③ 「空港土木請負工事積算基準」の「2. 適用の範囲」は、「この積算基準は、空港土木請負工事及び空港土木維持修繕請負工事に適用する。ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であることが認められるものについては、適用除外することができる。」としている。

したがって、空港用地でない学校用地の小学校新築工事にかかる「地

下埋設物撤去及び処理費用」の積算は、「空港土木請負工事積算基準」によることが著しく不適当であるから、適用除外とし、国土交通省の他の積算基準（公共建築工事積算基準）を適用すべきであった。

## 5) 結論

小学校新築工事にかかる「地下埋設物撤去工事及び処理費用」の積算に「空港土木請負工事積算基準」を適用することは、本件土地の用途(小学校用地)、工事の工種（小学校新築工事）、及び「空港土木請負工事積算基準」の「適用の範囲」から判断して著しく不適当である。

## 2. 本内訳書は「空港土木請負工事積算基準」に基づき積算されているのかの検討

### 1) 「空港土木請負工事積算基準」の特徴

「空港土木請負工事積算基準」は「公共建築工事積算基準」と比較して以下の特徴がある。

#### ① 労務費の補正割増し（資料 2-9）

「第 6 章 時間的制約を受ける空港土木工事の積算」の「1. 目的」は、「空港工事は、空港の運用時間等により制約を受けています。このような中にあって作業時間に制約を受ける工事費算定において必要な事項を定め、もって適正な積算に資することを目的とする。」としている。

また、「3-1 労務費の算定方法」は、「時間的に制約を受ける工事の工事費算定にあたっては、設計労務単価の補正割増しを以下のように行うものとする。」として、空港用地造成工事の場合の補正割増し係数を下記のように定めている。

$$\text{補正割増し係数} = \text{標準作業時間 (8 時間)} \div \text{作業時間}$$

$$\text{例) } 8 \text{ 時間} \div 5.5 \text{ 時間} = 1.454 \rightarrow 1.45$$

なお、本要領は作業時間 4 時間までを適用とする。

作業時間が 4 時間の場合、補正割増し係数は 2.0 (8 時間 ÷ 4 時間) となり、労務単価は 2 倍になる。

一方、「公共建築工事積算基準」は、このような労務単価の補正割増しを行わない。

② 共通仮設費率の補正（資料 2-4）

「1. 共通仮設費」の「(2) 共通仮設費率の補正」は、「イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正是別表第 1（資料 2-5）の共通仮設費率に下表の補正值を加算するものとする。」としている。

施工地域・工事場所区分		補正值 (%)
市街地	※	2.0
山間僻地及び離島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

※ 市街地：施工場所が人工集中地域（DID 地区）、及び  
これに準ずる地区をいう

本件土地は市街地であるから、空港土木請負工事積算基準を適用する場合、共通仮設費率は補正值 2.0%を加算した比率になる。

一方、「公共建築工事積算基準」の共通仮設費率は、施工地域が一般的な市街地の比率であるから、補正值は加算しない。

③ 現場管理費率の補正（資料 2-6）

「2. 現場管理費」の「(2) 施工地域、工事場所による補正率」は、「イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正是別表第 2（資料 2-7）の現場管理費率標準値に下表の補正值を加算するものとする。」としている。

施工地域・工事場所区分		補正值 (%)
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

本件土地は市街地であるから、「空港土木請負工事積算基準」を適用する場合、現場管理費率は補正值 1.5%を加算した比率になる。

一方、「公共建築工事積算基準」の現場管理費率は、施工地域が一般的な市街地の比率であるから、補正值は加算しない。

④ 「空港土木請負工事積算基準」の共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率

「空港土木請負工事積算基準」に基づく本内訳書の査定結果は、「不動産鑑定評価書内訳書の査定結果」（資料 1）のとおりである。

- i) 「空港土木請負工事積算基準」に基づく共通仮設費率 7.08% ( $5.08\% + 2\%$ ) は、「公共建築工事積算基準」の共通仮設費率 2.91%と比べて 2.4 倍 ( $7.08\% / 2.91\%$ ) の高比率である。
- ii) 「空港土木請負工事積算基準」に基づく現場管理費率 24.94% ( $23.44\% + 1.5\%$ ) は、「公共建築工事積算基準」の現場管理費率 5.99%と比べて 4.2 倍 ( $24.94\% / 5.99\%$ ) の高比率である。
- iii) 「空港土木請負工事積算基準」に基づく一般管理費率 11.22%は、「公共建築工事積算基準」の一般管理費率 9.34%と比べて 1.2 倍 ( $11.22\% / 9.34\%$ ) の高比率である。

以上①～④から、「空港土木請負工事積算基準」は、空港工事が施工地域、運用時間等による制約を受けることを要因として、労務単価の補正割増し、共通仮設費率・現場管理費率の補正が行われる。また、共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率は「公共建築工事積算基準」と比較すると高比率である。

したがって、小学校新築工事にかかる「地下埋設物撤去及び処理費用」の積算に「空港土木請負工事積算基準」を適用することは不適当である。

2) 「空港土木請負工事積算基準」に基づく不動産鑑定評価書内訳書の査定

① 本内訳書の査定条件

- i) 本内訳書の査定は、「平成 28 年度版 空港土木請負工事積算基準」に基づいて行った。
- ii) 数量は内訳書のとおりとした。
- iii) 「第 2 章 工事費の積算」の「①直接工事費」（資料 2-2）の「3-2 価格」

は、「価格は、原則として、入札時における市場価格とするものとする。設計書に計上する材料の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。」としている。

また、「3-3 材料価格」の「(1) 物価資料による場合」の「1) 決定方法」は、「積算資料」((一財) 経済調査会) 及び「建設物価」((一財) 建設物価調査会)(以下「物価資料」という。)に掲載されている価格の平均値を採用する。但し、一方の資料のみに掲載されている品目については、掲載されている価格とする。」としていることから、直接工事費は「積算資料 2016. 1」(一般財団法人経済調査会 資料 4)、「建設物価 2016. 1」(一般財団法人建設物価調査会 資料 5)、「建築コスト情報 2016. 1 冬」(一般財団法人建設物価調査会 資料 6)の市場単価で精算した。

- iv) 共通仮設费率、現場管理费率、一般管理費は、「空港土木請負工事積算基準」の算定式に基づく比率及び補正值を加算した比率とした。
- v) 消費税率 8%は、「地下埋設物撤去及び処理費用」に含めた。

## ② 査定結果

### i ) 査定額

上記①の条件による「地下埋設物撤去及び処理費用」は、「不動産鑑定評価書内訳書の査定結果」(資料 1) に示すように、543,628,707 円である。

### ii ) 直接工事費

本内訳書の直接工事費 514,203,900 円は、「空港土木請負工事積算基準」に基づく査定額 338,287,440 円と比較すると、175,916,460 円 (514,203,900 円 - 338,287,440 円) が過大である。また、減額が大きい直接工事費は「処分費」である。本内訳書の処分費の単価 22,500 円/m<sup>3</sup> は市場単価 13,932 円/m<sup>3</sup> (資料 4、資料 5) の 1.6 倍であり、過大である。

### iii) 共通仮設費

本内訳書の共通仮設費 35,923,312 円は、「空港土木請負工事積算基準」に基づく査定額 23,950,750 円と比較すると、11,972,562 円 (35,923,312 円 - 23,950,750 円) が過大である。

### iv) 現場管理費

本内訳書の現場管理費 136,128,686 円は、「空港土木請負工事積算基準」

に基づく査定額 90,342,204 円と比較すると、45,786,482 円（136,128,686 円 - 90,342,204 円）が過大である。

v) 一般管理費

本内訳書の一般管理費 72,764,424 円は、「空港土木請負工事積算基準」に基づく査定額 50,779,520 円と比較すると、21,984,904 円（72,764,424 円 - 50,779,520 円）が過大である。

### 3) 結論

不動産鑑定評価書の内訳書を「空港土木請負工事積算基準」に基づいて積算しても、査定額は 543,628,707 円である。

したがって、本内訳書の金 8 億 1974 万 1947 円のうち、金 2 億 7611 万 3240 円が過大な積算になっており、本内訳書の積算が「空港土木請負工事積算基準」によったという説明は根拠がなく、恣意的な積算になっている。

## 資 料

資料 1 不動産鑑定評価書内訳書の査定結果	1
資料 2 平成 28 年度版 空港土木請負工事積算基準	2
資料 2-1 空港土木請負工事積算基準の目的、適用の範囲	3
資料 2-2 直接工事費	4
資料 2-3 空港土木工事の工種区分	5
資料 2-4 共通仮設費率の補正	6
資料 2-5 別表第 1 共通仮設費率	7
資料 2-6 現場管理費率の補正	8
資料 2-7 別表第 2 現場仮設費率	9
資料 2-8 別表第 3 一般管理費率	10
資料 2-9 時間的制約を受ける空港土木工事の積算	11
資料 3 本件土地の位置図	13
資料 4 積算資料 2016.1 (一般財団法人 経済調査会)	14
資料 5 建設物価 2016.1 (一般財団法人 建設物価調査会)	17
資料 6 建築コスト情報 2016.1 冬 (一般財団法人 建設物価調査会)	20

## 不動産鑑定評価書内訳書の査定結果

名 称	規 格	不動産鑑定評価書の内訳書				公共建築工事積算基準に基づく査定額					適 用	空港土木請負工事積算基準に基づく査定額					適 用			
		単位	数量	単価	金額①	単位	数量	単価	金額②	差額(②-①)		単位	数量	単価	金額③	差額(③-①)				
概算額 総括表																				
工事費					514,203,900				338,287,440	-175,916,460					338,287,440	-175,916,460				
直接工事費		式	1		514,203,900	式	1		338,287,440	-175,916,460					338,287,440	-175,916,460				
直接工事費	内訳表第1,2,3号	A	式	1	514,203,900	A	式	1	338,287,440	-175,916,460					338,287,440	-175,916,460				
間接工事費		式	1		172,051,998	式	1		30,697,247	-141,354,751					114,292,954	-57,759,044				
共通仮設費	(6.99%)※①	B	式	1	35,923,312	B	A×2.91%		9,844,164	-26,079,148	公共建築工事積算基準11頁	B	A×7.08% (5.08+2)		23,950,750	-11,972,562	空港土木請負工事積算基準1-2-8			
現場管理費	(24.74%)※②	C	式	1	136,128,686	C	(A+B)×5.99%		20,853,083	-115,275,603	公共建築工事積算基準14頁	C	(A+B)×24.94% (23.44+1.5)		90,342,204	-45,786,482	空港土木請負工事積算基準1-2-25			
一般管理費	(10.60%)※③	D	式	1	72,764,424	D	(A+B+C)×9.34%		34,463,169	-38,301,255	公共建築工事積算基準16頁	D	(A+B+C)×11.22%		50,779,520	-21,984,904	空港土木請負工事積算基準1-3-1			
計					759,020,322		A+B+C+D		403,447,856	-355,572,466					A+B+C+D	503,359,914	-255,660,408			
( )内%は下記の式より算出して記載																				
※① B/A×100%																				
※② C/(A+B)×100%																				
※③ D/(A+B+C)×100%																				
消費税相当額	8%	E			60,721,625	E	(A+B+C+D)×8%		32,275,828	-28,445,797					E	(A+B+C+D)×8%	40,268,793	-20,452,832		
合計					819,741,947		A+B+C+D+E		435,723,684	-384,018,263					A+B+C+D+E	543,628,707	-276,113,240			
内訳表第1号 直接工事費(杭)																				
積込み		m <sup>3</sup>	1,700	186	316,200	m <sup>3</sup>	1,700	186	316,200	0					m <sup>3</sup>	1,700	186	316,200	0	
残土運搬		m <sup>3</sup>	1,700	2,252	3,828,400	m <sup>3</sup>	1,700	2,252	3,828,400	0					m <sup>3</sup>	1,700	2,252	3,828,400	0	
処分費	廃材、プラスチック等	t	2,720	22,500	61,200,000	t	2,720	13,932	37,895,040	-23,304,960	建設物価900頁					t	2,720	13,932	37,895,040	-23,304,960
計					65,344,600				42,039,640	-23,304,960						42,039,640	-23,304,960			
内訳表第2号 直接工事費(建物)																				
床 壁		m <sup>3</sup>	4,300	374	1,608,200	m <sup>3</sup>	4,300	374	1,608,200	0					m <sup>3</sup>	4,300	374	1,608,200	0	
積込み		m <sup>3</sup>	5,100	186	948,600	m <sup>3</sup>	5,100	186	948,600	0					m <sup>3</sup>	5,100	186	948,600	0	
埋め戻し		m <sup>3</sup>	6,100	3,781	23,064,100	m <sup>3</sup>	6,100	3,000	18,300,000	-4,764,100	コスト情報127頁					m <sup>3</sup>	6,100	3,000	18,300,000	-4,764,100
残土運搬		m <sup>3</sup>	5,100	2,252	11,485,200	m <sup>3</sup>	5,100	2,252	11,485,200	0					m <sup>3</sup>	5,100	2,252	11,485,200	0	
処分費		t	8,160	22,500	183,600,000	t	8,160	13,932	113,685,120	-69,914,880	建設物価900頁					t	8,160	13,932	113,685,120	-69,914,880
計					220,706,100				146,027,120	-74,678,980						146,027,120	-74,678,980			
内訳表第3号 直接工事費(土地)																				
床 壁		m <sup>3</sup>	4,500	374	1,683,000	m <sup>3</sup>	4,500	374	1,683,000	0					m <sup>3</sup>	4,500	374	1,683,000	0	
積込み		m <sup>3</sup>	5,400	186	1,004,400	m <sup>3</sup>	5,400	186	1,004,400	0					m <sup>3</sup>	5,400	186	1,004,400	0	
埋め戻し		m <sup>3</sup>	5,000	3,781	18,905,000	m <sup>3</sup>	5,000	3,000	15,000,000	-3,905,000	コスト情報127頁					m <sup>3</sup>	5,000	3,000	15,000,000	-3,905,000
残土運搬		m <sup>3</sup>	5,400	2,252	12,160,800	m <sup>3</sup>	5,400	2,252	12,160,800	0					m <sup>3</sup>	5,400	2,252	12,160,800	0	
処分費		t	8,640	22,500	194,400,000	t	8,640	13,932	120,372,480	-74,027,520	建設物価900頁					t	8,640	13,932	120,372,480	-74,027,520
計					228,153,200				150,220,680	-77,932,520						150,220,680	-77,932,520			

附录2

年度別改訂

平成28年4月

平成27年4月

## 空港土木請負工事積算基準

平成27年度版

年度別改訂

平成28年度版

現行基準

改訂

備考

現行基準	改訂	備考
第1章 総則		
① 適用範囲等		
1. 目的 この積算基準は、空港土木請負工事及び空港土木維持修繕請負工事の予定価格の基礎となる積算価格を適正に算出することを目的とする。	1. 目的 <u>この積算基準は、空港土木請負工事及び空港土木維持修繕請負工事の予定価格の基礎となる積算価格を適正に算出することを目的とする。</u>	
2. 適用の範囲 この基準によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。	2. 適用の範囲 <u>この積算基準は、空港土木請負工事及び空港土木維持修繕請負工事に適用する。ただし、この基準によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</u>	
3. 積算価格 積算価格とは、施工実績、調査、研究等から設定した標準的施工における標準的費用をいう。	3. 積算価格 積算価格とは、施工実績、調査、研究等から設定した標準的施工における標準的費用をいう。	
4. 積算の基本 4-1 積算は、工事請負契約書、設計図書等により工事施工条件を十分把握し、本基準に基づき行うものとする。 4-2 積算は、本基準の施工歩掛によるものとするが、工事の規模、現地条件等により施工歩掛を適用することが、不合理と考えられる場合は別途に積算するものとする。 4-3 數種類の施工機械が相互に密接な関係をもちつつ行う作業の場合は、組合せ機械として積算するものとする。	4. 積算の基本 4-1 積算は、工事請負契約書、設計図書等により工事施工条件を十分把握し、本基準に基づき行うものとする。 4-2 積算は、本基準の施工歩掛によるものとするが、工事の規模、現地条件等により施工歩掛を適用することが、不合理と考えられる場合は別途に積算するものとする。 4-3 數種類の施工機械が相互に密接な関係をもちつつ行う作業の場合は、組合せ機械として積算するものとする。	
5. 施工方式・施工歩掛 5-1 本基準における施工方法及び施工歩掛は、標準的な受注者による標準的な施工方式を前提にまとめたものである。 したがって、本基準に示されていない施工方法の積算については、この主旨を考慮し適正な積算を行わなければならない。 5-2 本基準に示されていない施工方式(工種及び工法)については、下記事項を参考にして決定しなければならない。 (1)類似工事の標準施工 (2)類似工事または同種工事の実績 (3)その他	5. 施工方式・施工歩掛 5-1 本基準における施工方法及び施工歩掛は、標準的な受注者による標準的な施工方式を前提にまとめたものである。 したがって、本基準に示されていない施工方法の積算については、この主旨を考慮し適正な積算を行わなければならない。 5-2 本基準に示されていない施工方式(工種及び工法)については、下記事項を参考にして決定しなければならない。 (1)類似工事の標準施工 (2)類似工事または同種工事の実績 (3)その他	

## 第2章 工事費の積算

### ① 直接工事費

1. 直接工事費の要素  
直接工事費とは、工事目的の物を施工するために直接消費され出来形として確認できる費用であり、その要素は労務費、材料費、直接経費の3要素をいう。

### 2. 労務費

2-1 所要人員  
所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

### 2-2 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をレル、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

### 3. 材料費

3-1 数量  
数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

### 3-2 価格

価格は、原則として、入札時における市場価格とするものとする。設計書に計上する材料の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

### 3-3 材料単価

材料単価は、支出負担行為担当官(支出負担行為相当官代理、分任支出負担行為担当官を含む)の定めるどおりとし、以下の方法で決定するものとする。  
なお、一般的に取引数量の多少により単価が異なると認められる材料については、当該工事における取引数量を勘案して材料単価を決定するものとする。

#### (1) 物価資料による場合

##### 1) 決定方法

「積算資料」((一財)経済調査会)及び「建設物価」((一財)建設物価調査会)以下「物価資料」といつに掲載されている価格の平均値を採用する。  
ただし、一方の資料のみに掲載されている品目については、掲載されている価格とする。

##### 2) 公表価格の取扱い

## 第2章 工事費の積算

### ① 直接工事費

1. 直接工事費の要素  
直接工事費とは、工事目的の物を施工するために直接消費され出来形として確認できる費用であり、その要素は労務費、材料費、直接経費の3要素をいう。

### 2. 労務費

2-1 所要人員  
所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

### 2-2 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をレル、基本給は、「公共工事設計労務単価」とい、設計単価は物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

### 3. 材料費

3-1 数量  
数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

### 3-2 価格

価格は、原則として、所要単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

### 3-3 材料単価

材料単価は、支出負担行為担当官(支出負担行為相当官代理、分任支出負担行為担当官を含む)の定めるどおりとし、以下の方法で決定するものとする。  
なお、一般的に取引数量の多少により単価が異なると認められる材料については、当該工事における取引数量を勘案して材料単価を決定するものとする。

#### (1) 物価資料による場合

1) 決定方法  
「積算資料」((一財)経済調査会)及び「建設物価」((一財)建設物価調査会)以下「物価資料」といつに掲載されている価格の平均値を採用する。

ただし、一方の資料のみに掲載されている品目については、掲載されている価格とする。

##### 2) 公表価格の取扱い

西2-2

測量2-3

現行基準		改訂	備考																												
② 間接工事費																															
1. 共通仮設費																															
1-1 一般事項																															
(1) 「種区分」	共通仮設費は、次の工種内容により表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。																														
	表-1 工種区分	表-1 工種区分																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>用地造成工事又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事</td> </tr> <tr> <td>空港</td> <td>空港土工、地盤改良工、法面工、石・ブロック積工、カーバート工、小型水槽工、石・ブロック積工、消防水槽工、機械施工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕に及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港補装工事</td> <td>舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事</td> </tr> <tr> <td>空港構築工事</td> <td>舗装工、舗装工、航空機標識工、タイダウントラップ、アースリング工等の付帯施設工、舗装敷工、路面排水工、防護樹工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>空港維持工事にあって、次に掲げる工事</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>草刈工、消掃工、機械維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事	空港	空港土工、地盤改良工、法面工、石・ブロック積工、カーバート工、小型水槽工、石・ブロック積工、消防水槽工、機械施工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕に及びこれらに類する工事	空港補装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事	空港構築工事	舗装工、舗装工、航空機標識工、タイダウントラップ、アースリング工等の付帯施設工、舗装敷工、路面排水工、防護樹工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、及びこれらに類する工事	空港維持工事	空港維持工事にあって、次に掲げる工事	空港維持工事	草刈工、消掃工、機械維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>用地造成工事又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事</td> </tr> <tr> <td>空港</td> <td>空港土工、地盤改良工、法面工、石・ブロック積工、カーバート工、小型水槽工、石・ブロック積工、消防水槽工、機械施工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕に及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港補装工事</td> <td>舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事</td> </tr> <tr> <td>空港構築工事</td> <td>舗装工、舗装工、航空機標識工、タイダウントラップ、アースリング工等の付帯施設工、舗装敷工、路面排水工、防護樹工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>空港維持工事にあって、次に掲げる工事</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>草刈工、消掃工、機械維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工種内容	空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事	空港	空港土工、地盤改良工、法面工、石・ブロック積工、カーバート工、小型水槽工、石・ブロック積工、消防水槽工、機械施工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕に及びこれらに類する工事	空港補装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事	空港構築工事	舗装工、舗装工、航空機標識工、タイダウントラップ、アースリング工等の付帯施設工、舗装敷工、路面排水工、防護樹工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、及びこれらに類する工事	空港維持工事	空港維持工事にあって、次に掲げる工事	空港維持工事	草刈工、消掃工、機械維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事	
工種区分	工種内容																														
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事																														
空港	空港土工、地盤改良工、法面工、石・ブロック積工、カーバート工、小型水槽工、石・ブロック積工、消防水槽工、機械施工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕に及びこれらに類する工事																														
空港補装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事																														
空港構築工事	舗装工、舗装工、航空機標識工、タイダウントラップ、アースリング工等の付帯施設工、舗装敷工、路面排水工、防護樹工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、及びこれらに類する工事																														
空港維持工事	空港維持工事にあって、次に掲げる工事																														
空港維持工事	草刈工、消掃工、機械維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事																														
工種区分	工種内容																														
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事																														
空港	空港土工、地盤改良工、法面工、石・ブロック積工、カーバート工、小型水槽工、石・ブロック積工、消防水槽工、機械施工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕に及びこれらに類する工事																														
空港補装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあって、次に掲げる工事																														
空港構築工事	舗装工、舗装工、航空機標識工、タイダウントラップ、アースリング工等の付帯施設工、舗装敷工、路面排水工、防護樹工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、及びこれらに類する工事																														
空港維持工事	空港維持工事にあって、次に掲げる工事																														
空港維持工事	草刈工、消掃工、機械維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事																														
(2) 間接工事費																															
1. 共通仮設費																															
1-1 一般事項																															
(1) 「種区分」	共通仮設費は、次の工種内容により表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。																														
	1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。																														
	2) 2種類以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。																														
	なお、「主たる工種」とは下記の(2)の1)に定める対象額の大きな工種をいう。																														
	(2) 算定方法																														
	共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。																														
	1) 率計算による部分	下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。																													
		対象額=直接工事費+支給品費+事業損失防止施設費																													
		(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。																													
		(ア) P C 柄、簡易組立式橋梁、グレーチング床版、P C 版、門扉、ポンプの購入費																													
		(イ) 上記(ア)を支給する場合の支給品費																													
		(ウ) 鋼析、門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価																													
		(エ) 大型標識柱(オーバーヘッド柱、オーバーハング柱)の製作費を含む材料費																													
	(2) 算定方法																														
	共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。																														
	1) 率計算による部分	下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。																													
		対象額=直接工事費+支給品費+事業損失防止施設費																													
		(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。																													
		(ア) P C 柄、簡易組立式橋梁、グレーチング床版、P C 版、門扉、ポンプの購入費																													
		(イ) 上記(ア)を支給する場合の支給品費																													
		(ウ) 鋼析、門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価																													
		(エ) 大型標識柱(オーバーヘッド柱、オーバーハング柱)の製作費を含む材料費																													

現行基準	改訂	備考
1-2 共通仮設費の率分		
(1) 共通仮設費の率分の算定 共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表～第3表)の工種区分に従つて対象額ごとに求めた共通仮設費率を当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。		
(2) 共通仮設費率の補正 イ 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正是別表第1(第1表～第3表)の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。		
(2) 共通仮設費率の補正 イ 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正是別表第1(第1表～第3表)の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。		
(注1) 施工地域の区分は以下のことおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地域(DID)地区)、及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査によると他の地域別人口密度が4,000人/km <sup>2</sup> 以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。	(注1) 施工地域の区分は以下のことおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地域(DID)地区)、及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査によると他の地域別人口密度が4,000人/km <sup>2</sup> 以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。	(注1) 施工地域の区分は以下のことおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地域(DID)地区)、及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査によると他の地域別人口密度が4,000人/km <sup>2</sup> 以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。
(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合 人口）施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。	(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合 人口）施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。	(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合 人口）施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

3) 共通仮設費(率分)の計算  
 共通仮設費(率分) = 対象額 $\times$ (共通仮設费率(Kr) + 施工地区・工事場所による補正率)  
 ただし、共通仮設费率は別表第1(第1表～第3表)による。

(3) 共通仮設費(率分)の計算  
共通仮設費(率分)=対象額 $\times$ (共通仮設費率(Kr)+施工地区工事場所による補正率)  
ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表～第3表)による。

別表第1 共通仮設費率

第Ⅲ 第Ⅳ	対象額 500万円以下	500万円以上 50億円以下	50億円を 超えるもの
適用区分	(1)の算定式により算出 される率とする ただし、変数値は、下記 による	(1)の算定式により算出 される率とする ただし、変数値は、下記 による	下記の半 とする
上種区分 一空港用土地造成工事	14.45	A $\frac{b}{664.4}$	664.4 -0.2482 2.60

別表第1  
共通仮設幾率

第1表	対象額	500万円以下	<u>500万円を超え</u>	50億円を超えるもの
		<u>50億円以下</u>		
適用区分		下記の半 とする	(1)の算定式により算 出される額とする。 ただし、変数値は、下 記による	下記の半 とする
			A	
上種区分	当選用地造成工事	14.45	664.4	-0.2482
			5	2.60

第2表	対象額	500万円以下	500万円以上	500万円を起え 20億円以下	20億円を超えるもの
適用区分		(1)の算定式より算出さ れた率とする。 ただし、変数値は、下 記による。	下記の率 とする		
工具区分	当期固定工賃	14.16	608.7	-0.2438	3.29

二  
五

第2表	対象額	500万円以下	500万円以上	500万円を起え 20億円以下	20億円を超えるもの
適用区分		(1)の算定式より算出さ れた率とする。 ただし、変数値は、下 記による。	下記の率 とする		
工具区分	当期固定工賃	14.16	608.7	-0.2438	3.29

万3表	対象額	500万円以下	500万円を超えて 5億円以下	2億円を超えるもの
適用区分			(1)の算定式より算出さ れた率とする。 ただし、下記による	下記の率 とする
上種区分	年賃推移上昇	6.65	A b	0.1915 3.28

第3表

万3表	対象額	500万円以下	500万円を超えて 5億円以下	2億円を超えるもの
適用区分			(1)の算定式より算出さ れた率とする。 ただし、下記による	下記の率 とする
上種区分	年賃推移上昇	6.65	A b	0.1915 3.28

### (1) 算定式

K<sub>R</sub> = A · P<sup>b</sup>  
ただし K<sub>R</sub> : 共通仮設費率の率式(%)  
P : 対象額(円)

A•b : 变数値

(注) Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位正めどする。

(注)  $K_F$ の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

改訂

2-6

現行基準	改訂	備考																													
<p>(2) 施工地域、工事場所による補正率</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正是別表第2の現場管理費率標準値に下表の補正值を加算するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事箇所区分</th> <th>補正值 (%)</th> <th>補正值 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地</td> <td>1.5</td> <td>市街地</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>0.5</td> <td>山間僻地及び離島</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等のみの影響を受けない場合</td> <td>—</td> <td>施工場所が一般交通等のみの影響を受けない場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <p>市街地：施工地域が人口集中地域(D1D地区)、及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>D1D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>山間僻地及び離島：施工場所が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>地方部：施工場所が上記以外の地区をいう。</p> <p>(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合 ①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合</p> <p>②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合</p> <p>③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>(注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い</p> <p>工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。</p> <p>(3) その他</p> <p>設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合は、当初計上していなかつたが上記条件の変更により補正できることとなつた場合は、設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>2-3 支給品の取扱い</p> <p>支給品等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p>	施工地域・工事箇所区分	補正值 (%)	補正值 (%)	市街地	1.5	市街地	山間僻地及び離島	0.5	山間僻地及び離島	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	施工場所が一般交通等のみの影響を受けない場合	—	施工場所が一般交通等のみの影響を受けない場合	<p>(2) 施工地域、工事場所による補正率</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正是別表第2の現場管理費率標準値に下表の補正值を加算するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事箇所区分</th> <th>補正值 (%)</th> <th>補正值 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地</td> <td>1.5</td> <td>市街地</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>0.5</td> <td>山間僻地及び離島</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等のみの影響を受けない場合</td> <td>—</td> <td>施工場所が一般交通等のみの影響を受けない場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <p>市街地：施工地域が人口集中地域(D1D地区)、及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>D1D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となつている地域をいう。</p> <p>山間僻地及び離島：施工場所が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>地方部：施工場所において、一般交通の影響を受ける場合</p> <p>(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合 ①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合</p> <p>②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合</p> <p>③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>(注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い</p> <p>工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。</p> <p>(3) その他</p> <p>設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合は、当初計上していなかつたが上記条件の変更により補正できることとなつた場合は、設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>2-3 支給品の取扱い</p> <p>支給品等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p>	施工地域・工事箇所区分	補正值 (%)	補正值 (%)	市街地	1.5	市街地	山間僻地及び離島	0.5	山間僻地及び離島	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	施工場所が一般交通等のみの影響を受けない場合	—	施工場所が一般交通等のみの影響を受けない場合
施工地域・工事箇所区分	補正值 (%)	補正值 (%)																													
市街地	1.5	市街地																													
山間僻地及び離島	0.5	山間僻地及び離島																													
施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																													
施工場所が一般交通等のみの影響を受けない場合	—	施工場所が一般交通等のみの影響を受けない場合																													
施工地域・工事箇所区分	補正值 (%)	補正值 (%)																													
市街地	1.5	市街地																													
山間僻地及び離島	0.5	山間僻地及び離島																													
施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合																													
施工場所が一般交通等のみの影響を受けない場合	—	施工場所が一般交通等のみの影響を受けない場合																													

第2-7

現行基準

改訂

備考

別表第2 現場管理費率標準値

対象額 以下		500万円 以上 50億円以下		500万円を越え 50億円以上	
適用区分		(2)の算定式により算出され る率とする。ただし、変数 値は、下記による。		下記の率と する。ただし、変数 値は、下記による。	
工種区分	空港用機器工事	A	b	A	b

対象額 以下		500万円 以上 20億円以下		20億円を 越えるもの	
適用区分		(2)の算定式により算出され る率とする。ただし、変数 値は、下記による。		下記の率と する。ただし、変数 値は、下記による。	
工種区分	空港施設工事	A	b	A	b

対象額 以下		500万円 以上 2億円以下		2億円を 越えるもの	
適用区分		(2)の算定式により算出され る率とする。ただし、変数 値は、下記による。		下記の率と する。ただし、変数 値は、下記による。	
工種区分	空港維持工事	A	b	A	b

別表第2 現場管理費標準値

対象額 以下		500万円 以上 50億円以下		500万円を越え 50億円以上	
適用区分		下記の率と する。ただし、変数 値は、下記による。		下記の率と する。ただし、変数 値は、下記による。	
工種区分	空港用機器工事	A	b	A	b

対象額 以下		500万円 以上 20億円以下		20億円を 越えるもの	
適用区分		(2)の算定式により算出され る率とする。ただし、変数 値は、下記による。		下記の率と する。ただし、変数 値は、下記による。	
工種区分	空港施設工事	A	b	A	b

対象額 以下		500万円 以上 50億円以下		500万円を越え 50億円以上	
適用区分		下記の率と する。ただし、変数 値は、下記による。		下記の率と する。ただし、変数 値は、下記による。	
工種区分	空港維持工事	A	b	A	b

(2) 算定式

$$J_e = A \cdot N_p^b$$

ただし  $J_e$  : 現場管理費率 (%)  
 $N_p$  : 純工事費 (円)  
 $A \cdot b$  : 変数値

(注)  $J_e$  の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 算定式

$$\frac{J_e = A \cdot N_p^b}{N_p}$$

$J_e$  : 現場管理費率 (%)  
 $N_p$  : 純工事費 (円)  
 $A \cdot b$  : 変数値

(注)  $J_e$  の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

四捨五入

現行基準	改訂	備考																												
<p>第3章 一般管理費等</p> <p>① 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等の算定</p> <p>一般管理費等は、別表第3の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乘じて得た額の範囲内とする。</p> <p>2. 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金支出割合による取扱い</p> <p>前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第4の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を前項で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い</p> <p>前払金支出割合の相違による取扱いによる補正まで行った値に、別表第5の補正值を加算したものとし、別表第5の補正值を用いる。</p> <p>(3) 支給品等の取扱い</p> <p>資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(4) 自社製品の取扱い(フレンチ杆、組立式橋梁、規格グート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について</p> <p>自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p>	<p>第3章 一般管理費等</p> <p>① 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等の算定</p> <p>一般管理費等は、別表第3の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乘じて得た額の範囲内とする。</p> <p>2. 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金支出割合による取扱い</p> <p>前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第4の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を前項で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い</p> <p>前払金支出割合の相違による取扱いによる補正まで行った値に、別表第5の補正值を加算したものとし、別表第5の補正值を用いる。</p> <p>(3) 支給品等の取扱い</p> <p>資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(4) 自社製品の取扱い(フレンチ杆、組立式橋梁、規格グート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について</p> <p>自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p>																													
<p>別表第3</p> <p>一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超える40%以下の場合は</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超えて30億円以下</th> <th>30億円を超えたもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費率</td> <td>20.29%</td> <td>(2)の算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式</p> $G_p = -4.63586 \log C_p + 51.34242 (\%)$ <p>ただし、<math>G_p</math>：一般管理費等率(%)  <math>C_p</math>：工事原価(単位H)</p> <p>(注) <math>C_p</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超えて30億円以下	30億円を超えたもの	一般管理費率	20.29%	(2)の算定式により算出された率	7.41%	<p>別表第3</p> <p>一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超える40%以下の場合は</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超えて30億円以下</th> <th>30億円を超えたもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費率</td> <td>20.29%</td> <td>(2)の算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式</p> $G_p = -4.63586 \log C_p + 51.34242 (\%)$ <p>ただし、<math>G_p</math>：一般管理費等率(%)  <math>C_p</math>：工事原価(単位H)</p> <p>(注) <math>C_p</math>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超えて30億円以下	30億円を超えたもの	一般管理費率	20.29%	(2)の算定式により算出された率	7.41%	<p>別表第4</p> <p>一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%以上</th> <th>15%を超え</th> <th>25%以上</th> <th>一般管理費等率の補正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.05 1.04 1.03 1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 別表第3で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%以上	15%を超え	25%以上	一般管理費等率の補正	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.05 1.04 1.03 1.01
工事原価	500万円以下	500万円を超えて30億円以下	30億円を超えたもの																											
一般管理費率	20.29%	(2)の算定式により算出された率	7.41%																											
工事原価	500万円以下	500万円を超えて30億円以下	30億円を超えたもの																											
一般管理費率	20.29%	(2)の算定式により算出された率	7.41%																											
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%以上	15%を超え	25%以上	一般管理費等率の補正																									
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.05 1.04 1.03 1.01																									

## 第6章 時間的制約を受ける空港土木工事の積算

### ① 時間的制約を受ける空港土木工事の積算要領

1. 目的  
空港工事は、空港の運用時間等により制約を受けている。このような中において作業時間に制約を受ける工事の工事費算定において必要な事項を定め、もって適正な積算に資することを目的とする。

#### 2. 適用範囲

- 空港工事において、空港の運用時間等により制約を受けている。このように中において作業時間に制約を受ける当該作業の積算に係る労務費の算定に適用する。なお、この要領は、当面の臨機的措置として適用するものとする。

#### 3. 積算方法

##### 3-1 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の工事費算定にあたっては、設計労務単価の補正割増しを以下の方針により行うものとする。

##### (1) 作業時間の算出

- 拘束時間 = 作業終了時間 - 1時間（休憩時間等）（なお、標準拘束時間は9時間とする）  
作業時間 = 拘束時間 - 1時間（休憩時間等）（なお、標準作業時間は8時間とする）  
（2）補正割増し係数（空港維持工事の場合）

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

- （注）「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超えて7.5時間/日以下をいう。  
「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。

##### (3) 補正割増し係数（空港用地造成工事、空港舗装工事の場合）

補正割増し係数 = 標準作業時間（8時間） ÷ 作業時間（小数3位切捨て）

$$\text{例}) \frac{8\text{時間}}{8\text{時間} \div 5.5\text{時間}} = 1.454 \rightarrow 1.45$$

- なお、本要領は作業時間4時間までを適用とする。  
作業時間が4時間未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

## 第6章 時間的制約を受ける空港土木工事の積算

### ① 時間的制約を受ける空港土木工事の積算要領

1. 目的  
空港工事は、空港の運用時間等により制約を受けている。このように中において作業時間に制約を受ける工事の工事費算定において必要な事項を定め、もって適正な積算に資することを目的とする。

#### 2. 適用範囲

- 空港工事において、空港の運用時間等により制約を受けている。このように中において作業時間に制約を受ける当該作業の積算に係る労務費の算定に適用する。なお、この要領は、当面の臨機的措置として適用するものとする。

#### 3. 積算方法

##### 3-1 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の工事費算定にあたっては、設計労務単価の補正割増しを以下の方針により行うものとする。

##### (1) 作業時間の算出

- 拘束時間 = 作業終了時間 - 1時間（休憩時間等）（なお、標準拘束時間は9時間とする）  
作業時間 = 拘束時間 - 1時間（休憩時間等）（なお、標準作業時間は8時間とする）

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

- （注）「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超えて7.5時間/日以下をいう。  
「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。

##### (3) 補正割増し係数（空港用地造成工事、空港舗装工事の場合）

補正割増し係数 = 標準作業時間（8時間） ÷ 作業時間（小数3位切捨て）

$$\text{例}) \frac{8\text{時間}}{8\text{時間} \div 5.5\text{時間}} = 1.454 \rightarrow 1.45$$

- なお、本要領は作業時間4時間までを適用とする。  
作業時間が4時間未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

酒井2-9

現行基準	改訂	備考
<p>(4) 設計労務単価の補正割増し</p> <p>設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。</p> <p>1) 通常勤務すべき時間帯(8時～17時)内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価</p> <p>設計労務単価 = 公共工事設計労務単価 × 補正割増し係数</p> <p>施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を外して作業を行う場合の設計労務単価</p> <p>設計労務単価 = [公共工事設計労務単価 + 割増し賃金] × 補正割増し係数</p> <p>2) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を外して作業を行う場合の設計労務単価</p> <p>設計労務単価 = [公共工事設計労務単価 × 補正割増し係数] × 次式による補正割増しを行ふものとする。</p> <p>設計労務単価は、次式による補正割増しを行ふものとする。</p> <p>1) 通常勤務すべき時間帯(8時～17時)内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価</p> <p>設計労務単価 = 公共工事設計労務単価 × 補正割増し係数</p> <p>2) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を外して作業を行う場合の設計労務単価</p> <p>設計労務単価 = [公共工事設計労務単価 + 割増し賃金] × 補正割増し係数</p> <p>4. 機械損料の補正</p> <p>時間的制約を受ける工事の積算にあたって、機械損料を補正する場合には、「建設機械損料の算定について」(昭和55年2月22日付け建設省機発第65号)により、行うものとする。</p> <p>5. 工期の設定</p> <p>時間的制約を受ける工事の工期設定にあたっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。</p>	<p>(4) 設計労務単価の補正割増し</p> <p>設計労務単価は、次式による補正割増しを行ふものとする。</p> <p>1) 通常勤務すべき時間帯(8時～17時)内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価</p> <p>設計労務単価 = 公共工事設計労務単価 × 補正割増し係数</p> <p>2) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を外して作業を行う場合の設計労務単価</p> <p>設計労務単価 = [公共工事設計労務単価 + 割増し賃金] × 補正割増し係数</p> <p>4. 機械損料の補正</p> <p>時間的制約を受ける工事の積算にあたって、機械損料を補正する場合には、「建設機械損料の算定について」(昭和55年2月22日付け建設省機発第65号)により、行うものとする。</p> <p>5. 工期の設定</p> <p>時間的制約を受ける工事の工期設定にあたっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。</p>	

Google 斯密

Google 圖書

距離を測定 合計距離: 2.35 km (1.46 マイル)

2016  
1

# 積算資料

2016年 建設経済の見通し  
若年層の入職促進と育成の具体化に向けて  
社会基盤メンテナンスセンター

文明とインフラ・ストラクチャー④ 竹村 公太郎  
建築あれこれ探偵団がゆく⑤ 藤森 照信

災害復旧資材の供給情報はこちら

→ <http://www.zai-keicho.or.jp>



新東名高速道路 鎌田沢橋

# 月刊 積算資料™

(Price Data for Construction Cost Estimating)

2016年1月号

平成28年1月1日発行  
(通巻1325号)

定価 3,909 円（本体 3,619 円 + 税） 年間購読料 35,422 円 + 税（送料サービス）

編集・発行 一般財団法人 経済調査会  
(Economic Research Association)  
〒104-0061 東京都中央区銀座5-13-16 東銀座三井ビル

印刷・製本 富士美術印刷株式会社

## ISO9001認証登録

## 全国 調査・研究部門

資材価格、料金、労働者賃金、工事費、建設投資及び一般経済に関する調査・研究並びに付帯サービス

乱丁本・落丁本はお取り替えします。☎ (03) 3542-9291

## ■本誌の掲載内容について

- ◆セメント、生コン、アスファルト混合物、骨材、コンクリート二次製品、港湾資材
- 土木第一部 ☎ (03) 3543-1471
- ◆鋼材、石油製品、一般土木資材、造園資材
- 土木第二部 ☎ (03) 3543-1476
- ◆建築・電気・機械設備の各種資機材
- 建築統括部 ☎ (03) 3543-1472
- ◆労務単価、機械賃貸料金
- 積算技術部 ☎ (03) 3542-9473
- ◆用紙、情報サービス料金
- 調査研究部 ☎ (03) 3543-1462
- ◆広告掲載について
- メディア事業部 ☎ (03) 3542-3331
- ◆新規の掲載要望、本誌全般に関するご意見・ご要望
- 制作管理部 ☎ (03) 3542-9343

## ■その他の内容について

- ◆積算資料電子版、単価・基準データについて
- 業務部 ☎ (03) 3542-9291
- ◆各種調査のご質問(資材・工事費、歩掛・諸経費等)
- 調査監理部 ☎ (03) 3542-6472

## ■出版図書、積算資料電子版、単価・基準データのお申込み

当会ホームページ「BookけんせつPlaza」 <http://www.book-kensetsu-plaza.com> (送料無料)  
FAX 03(3543)1904 ☎ 0120-019-291 (フリーダイヤル)

## 【定期購読会員各位へのお願い】

所在地、事業所名、部課名など送付先に変更のある場合は、上記のFAXまたはフリーダイヤルでお知らせ下さい。

## 一般財団法人 経済調査会

ホームページ = <http://www.zai-keicho.or.jp>  
けんせつPlaza = <http://www.kensetsu-plaza.com>

〒104-0061 東京都中央区銀座5-13-16 東銀座三井ビル ☎ (03) 3542-3333

北海道支部	〒060-0001 札幌市中央区北1条西3-2 井門札幌ビル	☎ (011) 241-9491 FAX (011) 241-2346
東北支部	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル	☎ (022) 222-0629 FAX (022) 264-3086
北陸支部	〒951-8055 新潟市中央区礪町通二ノ町2077 朝日生命新潟万代橋ビル	☎ (025) 228-8266 FAX (025) 224-6627
金沢事務所	〒920-0919 金沢市南町4-60 金沢大同生命ビル	☎ (076) 222-2200 FAX (076) 233-3189
中部支部	〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-20 アーバンネット伏見ビル	☎ (052) 221-8386 FAX (052) 204-0170
関西支部	〒530-0015 大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル	☎ (06) 6372-1721 FAX (06) 6372-2585
中国支部	〒730-0011 広島市中区基町13-13 広島基町NSビル	☎ (082) 227-5951 FAX (082) 227-8505
四国支部	〒760-0027 高松市紺屋町9-6 高松大同生命ビル	☎ (087) 821-4074 FAX (087) 821-6241
九州支部	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-3-7 シティ21ビル	☎ (092) 411-9941 FAX (092) 474-0890
沖縄支部	〒900-0032 那覇市松山1-1-19 JPR那覇ビル	☎ (098) 862-2269 FAX (098) 861-7144

← 詳しいサービスの内容は、当会ホームページ「Book けんせつ Plaza」 (<http://book-kensetsu-plaza.com>) をご覧下さい。

「積算資料バックナンバー」(～2015年1月号) アカウント BC1601 パスワード sekisanj (有効期間2016年3月末日まで)

## 公共処分場(最終処分場)

大阪府・兵庫県

事業者登録番号

## 【料金】

受入品目	単位	料金
燃え灰殻	t	18,468
汚泥A	t	11,232
汚泥B	t	13,932
鉛	t	9,612
ばいじん	t	18,468
廃プラスチック類	t	13,932
ゴムくず	t	12,960
がれき類	t	8,640
金属くず	t	10,800
ガラスくずおよび陶磁器くず	t	10,800
その他の産業廃棄物 (石綿含有産業廃棄物等)	t	18,468
陸上残土A	t	1,188
陸上残土B	t	1,512
管理を要する陸上残土A・B	t	11,988

注記 上記料金は消費税および地方消費税を含む。  
 汚泥Aは中間処理した建設汚泥。BはA以外の汚泥。  
 陸上残土Aはコーン指数400kN/m<sup>2</sup>以上、含水比(発生時)40%以下、水素イオン濃度(pH)5.8以上8.6以下のもの。  
 BはA以外の陸上残土。  
 管理を要する陸上残土Aは土壤汚染対策法第16条に規定する要措置区域等内の土地の土壤とし、搬入基地等を相談とする。  
 BはA以外のもの。

施設名	所在地
尼崎沖埋立処分場	尼崎市東海岸町地先
泉大津沖埋立処分場	泉大津市夕凪町地先
神戸沖埋立処分場	神戸市東灘区向洋町地先
大阪沖埋立処分場	大阪市此花区北港緑地地先

## 【受入時間・所在地】

基地名	受入時間	所在地
尼崎 尼崎沖埋立処分場	9:00~16:30	①尼崎市平左衛門町70番 ②尼崎市東海岸町地先 TEL 06-6413-8770
播磨 神戸 姫路	9:00~16:00	加古郡播磨町新島13-1 TEL 079-435-9102 神戸市灘区灘浜町1-2 TEL 078-881-1993 姫路市飾磨区今在家字近藤新田1351-41 TEL 079-243-1153
淡路 大阪 堺 泉州 和歌山	10:00~16:00 9:00~16:30	淡路市志筑新島 TEL 0799-62-5405 大阪市西淀川区中島2-10-100 TEL 06-6477-3356 堺市西区築港新町4丁4番 TEL 072-243-4931 泉州 TEL 0725-31-1017 和歌山市湊2675-26 TEL 073-455-8103

## 【休業日】

休業日	土曜日・日曜日・祝日
12月29日~1月4日	センターの指定する日

※受入基準等は939~940頁を参照。

# 建設物価

2016

1

「建設業での女性活躍を支援するプロジェクト」VOL.6  
2016年の経済動向をみる

~景気底割れは回避できるが、横ばい圏での動きが長期化する懸念も~  
建設業界の現状と展望

担い手確保へ産業変革待ったなし

復興! ニッポン  
**Web建設物価**

<http://www.web-ken.jp/>



# 建設物価

Prices of Construction Materials and Wages

2016

1

定価 本体3,630円+税／年間購読料 38,280円（税込・送料サービス）

発行 平成28年1月1日 No.1173

発行所 ◎一般財団法人 建設物価調査会 <http://www.kensetu-bukka.or.jp/>

印刷 奥村印刷株式会社

製本 オクムラ製本紙器株式会社

定期購読者の皆様へのお知らせ

- 個人情報の保護方針・利用目的については、当会ホームページをご覧ください。
- 所在地、社名、部課名等送付先に変更がある場合は、誤送、不着防止のため至急お知らせください。

ISO9001認証登録

本部（経理部除く）、大阪事務所・全支部

- 本誌は、ISO品質マネジメントシステムに基づいて調査、作成されています。

## 本誌及び各種お問い合わせ先

■共通（鉄鋼・塗装・骨材・木材・合材）・道路・河川・港湾・一般土木用材・土木市場単価について	→土木調査部 TEL(03)3663-0551 FAX(03)3663-0557
■建築・電気・機械設備資材・建築市場単価について	→建築調査部 TEL(03)3663-3891 FAX(03)3663-0960
■歩掛・工事費・労務費・料金・用度資材について	→コスト調査部 TEL(03)3663-0552 FAX(03)3663-3893
■上記以外の資材・工事費について	→調査統括部 TEL(03)3663-3892 FAX(03)3663-6123
■その他、技術図書の内容について	→技術図書セミナー TEL(03)3663-5521 FAX(03)3639-4125
■建設資材物価指標・建築費指標について	→経済研究部 TEL(03)3663-7235 FAX(03)3663-0966
■JBCI等に関する分析、研究について	→技術研究部 TEL(03)3663-2130 FAX(03)3663-0966
■データファイル、「Web建設物価」について	→事業普及部 TEL(03)3663-4707 FAX(03)3663-4708
■当会の事業内容全般について	→総務部 TEL(03)3663-2411 FAX(03)3663-2417
■広告掲載について	→樹建設物価サービス TEL(03)5649-8581 FAX(03)3639-4125

## 当会発行書籍のお申し込み先

図書販売サイト「建設物価 Book Store (<http://book.kensetu-navi.com/>)」からご注文いただけます。（「Web建設物価」、「デジタル土木コスト情報」、「デジタル建築コスト情報」も注文できます）  
また、お近くの書店もしくは【販売業務代行】（株）建設物価サービス ☎ 0120-978-599（9時～17時、土日祝日除く）またはFAX 03-3663-1397 でも受け付けております。

## 事業所所在地

### 一般財団法人 建設物価調査会

大阪事務所	〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目8番17号（大阪第一生命ビルディング）	TEL(06)4300-4770 FAX(06)4300-4771
北海道支部	〒060-0002 札幌市中央区北二条西4丁目1番地（北海道ビル）	TEL(011)271-3721 FAX(011)221-0369
東北支部	〒980-0811 仙台市青葉区一番町4丁目6番1号（仙台第一生命タワービルディング）	TEL(022)223-5101 FAX(022)264-8903
北陸支部	〒950-0082 新潟市中央区東万代町1番30号（新潟第一生命建設共同ビルディング）	TEL(025)243-2891 FAX(025)243-2290
中部支部	〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目4番6号（桜通大津第一生命ビルディング）	TEL(052)955-5261 FAX(052)955-5264
中国支部	〒730-0016 広島市中区幟町13番11号（明治安田生命広島幟町ビル）	TEL(082)227-2711 FAX(082)223-0632
四国支部	〒760-0017 高松市番町1丁目1番5号（ニッセイ高松ビル）	TEL(087)851-1233 FAX(087)822-4436
九州支部	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番20号（NOF博多駅前ビル）	TEL(092)481-0951 FAX(092)451-1064
沖縄支部	〒900-0015 那覇市久茂地3丁目1番1号（日本生命那覇ビル）	TEL(098)863-8826 FAX(098)861-2447



<http://www.kensetu-navi.com/>

建設物価調査会が提供する「建設総合サイト」

◇本誌をはじめとした当会刊行物の追加・修正情報の提供。

◇「建設物価」のインターネット版「Web建設物価」のご案内。

◇「建設物価」掲載の主要資材の市況と価格動向がいち早くご覧いただけます。

◇「建設物価」掲載資材のメーカー情報が簡単に検索できます。

などなど、多彩な建設関連情報が揃っていますので、ぜひご覧ください。

## 建設副産物受入(公共施設)

[大阪府・兵庫県  
京都府・滋賀県  
奈良県・和歌山県]

## 大阪湾広域臨海環境整備センター

大阪沖埋立処分場 大阪市此花区北港緑地地先  
神戸沖埋立処分場 神戸市東灘区向洋町地先  
尼崎沖埋立処分場 尼崎市東海岸町地先  
泉大津沖埋立処分場 泉大津市夕凪町地先

受入区分	可	不可	料金(円/t)	受入条件・基準等
がれき類	○		8,640	最大径がおおむね30cm以下。中空のもの、有害な物質が付着・含有するものを除く。
木くず		○		
建設発生土	○		陸上残土 A:1,188 B:1,512	陸上残土——水分を多量に含まず、木片・ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、発生時において陸上残土に係る判定基準を満足するもの。
管理を要する陸上残土	○		A:11,988 B:11,988	水分を多量に含まず、木片・ごみ等の廃棄物が混在しないものであって、管理を要する陸上残土に係る判定基準を満足するもの。但し、上記陸上残土を除く。
汚泥	○		A:11,232 B:13,932	含水率85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。
廃プラスチック	○		13,932	最大径おおむね15cm以下。中空のもの、有害な物質が付着・含有するものを除く。
ゴムくず	○		12,960	
金属・ガラス・陶磁器くず	○		10,800	最大径おおむね30cm以下。中空のもの、有害な物質が付着・含有するものを除く。
その他の産業廃棄物	○		18,468	不燃性のものにあっては、最大径がおおむね30cm以下のものであって、判定基準を満足するもの。 可燃性のものにあっては、焼却施設により熱しやすく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 なお、廃油等の焼却残さにあっては、水面において油膜を形成しないもの。 石綿含有産業廃棄物にあっては、中空でないもの、有害物質が付着し又は含有しないもの。 ※石綿含有産業廃棄物とは、石綿含有率が0.1重量%を超えるもので、非飛散性アスベスト廃棄物をいう。

## 受入対象地区

受入場所	受入廃棄物	受入区域
姫路基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物 管理残土	姫路市 相生市 赤穂市 たつの市 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町
播磨基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物 管理残土	明石市 加古川市 西脇市 高砂市 小野市 加西市 多可町 稲美町 播磨町
神戸基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物 管理残土	東近江市 日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町 神戸市 三田市 篠山市 丹波市 三木市 加東市
尼崎基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物 管理残土 陸上残土(尼崎沖処分場)	大津市 彦根市 長浜市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 高島市 米原市 京都市 亀岡市 向日市 長岡京市 南丹市 大山崎町 京丹波町 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 猪名川町
大阪基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物(がれき・石綿含有産業廃棄物は泉大津基地へ搬入) 管理残土 陸上残土(尼崎沖処分場)	大阪市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 茨木市 箕面市 摂津市 島本町 豊能町 能勢町
堺基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 管理残土	宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 木津川市 久御山町 井手町 宇治田原町 笠置町 和束町 精華町 南山城村 堺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 寺口市 枚方市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 柏原市 羽曳野市 門真市 高石市 藤井寺市 東大阪市 泉南市 四條畷市 交野市 大阪狭山市 阪南市 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千里丘赤坂村 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 樞原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曽爾村 御杖村 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 川上村 東吉野村
泉大津基地	安定型産業廃棄物 陸上残土A(泉大津沖処分場)	
	陸上残土A(泉大津沖処分場)	
和歌山基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物 管理残土	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 美浜町 日高町 由良町 印南町 日高川町
津名基地	一般廃棄物 管理型産業廃棄物 安定型産業廃棄物 管理残土	洲本市 南あわじ市 淡路市

2016 1

冬

建築と設備工事の価格情報誌

# 建築コスト情報

建築工事市場単価／建築工事標準施工単価

- 公共建築工事における工期設定の基本的考え方
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)
- CLTによる木造建築物の設計法の開発2 構造設計法の開発
- 見積り実例／超高層集合住宅
- 見積り実例によるコスト分析



2016.1



# 建築コスト情報

定価 本体4,389円+税／年間購読料 16,260円（税込・送料サービス）

発行 平成28年1月5日 No.68 年4回(4,7,10,1月)

発行所 一般財団法人 建設物価調査会 <http://www.kensetu-bukka.or.jp/>

印刷 奥村印刷株式会社

製本 オクムラ製本紙器株式会社

## 定期購読者の皆様へのお知らせ

- 個人情報の保護方針・利用目的については、当会ホームページをご覧ください。
- 所在地、社名、部課名等送付先に変更がある場合は、誤送、不着防止のため至急お知らせください。

## ISO9001認証登録

本部 (経理部除く)・大阪事務所・全支部

- 本誌は、ISO品質マネジメントシステムに基づいて調査、作成されています。

落丁・乱丁の節はお取り替えします。

## 本誌及び各種お問い合わせ先

- 共通（鉄鋼・窯業・骨材・木材・合材）・道路・河川・港湾・一般土木用材・土木市場単価について
- 建築・電気・機械設備資材・建築市場単価について
- 歩掛・工事費・労務費・料金・用度資材について
- 上記以外の資材・工事費について
- その他、技術図書の内容について
- 建設資材物価指数・建築費指数について
- JBCI等に関する分析、研究について
- データファイル、「Web建設物価」について
- 当会の事業内容全般について

- 土木調査部 TEL(03)3663-0551 FAX(03)3663-0557
- 建築調査部 TEL(03)3663-3891 FAX(03)3663-0960
- コスト調査部 TEL(03)3663-0552 FAX(03)3663-3893
- 調査統括部 TEL(03)3663-3892 FAX(03)3663-6123
- 技術図書問合せセンター TEL(03)3663-5521 FAX(03)3639-4125
- 経済研究部 TEL(03)3663-7235 FAX(03)3663-0966
- 技術研究部 TEL(03)3663-2130 FAX(03)3663-0966
- 事業普及部 TEL(03)3663-4707 FAX(03)3663-4708
- 総務部 TEL(03)3663-2411 FAX(03)3663-2417

## 当会発行書籍のお申し込み先

図書販売サイト「建設物価 Book Store (<http://book.kensetu-navi.com/>)」からご注文いただけます。  
 （「Web建設物価」、「デジタル土木コスト情報」、「デジタル建築コスト情報」も注文できます）  
 また、お近くの書店もしくは【販売業務代行】(株)建設物価サービス ☎ 0120-978-599（9～17時、土日祝除く）またはFAX 03-3663-1397でも受け付けております。

## 事業所所在地

**一般財団法人 建設物価調査会**

大阪事務所	〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目8番17号(大阪第一生命ビルディング)	TEL(06)4300-4770 FAX(06)4300-4771
北海道支部	〒060-0002 札幌市中央区北二条西4丁目1番地(北海道ビル)	TEL(011)271-3721 FAX(011)221-0369
東北支部	〒980-0811 仙台市青葉区一番町4丁目6番1号(仙台第一生命タワービルディング)	TEL(022)223-5101 FAX(022)264-8903
北陸支部	〒950-0082 新潟市中央区東万代町1番30号(新潟第一生命戸建建設共同ビルディング)	TEL(025)243-2891 FAX(025)243-2290
中部支部	〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目4番6号(桜通大津第一生命ビルディング)	TEL(052)955-5261 FAX(052)955-5264
中国支部	〒730-0016 広島市中区幟町13番11号(明治安田生命広島幟町ビル)	TEL(082)227-2711 FAX(082)223-0632
四国支部	〒760-0017 高松市番町1丁目1番5号(ニッセイ高松ビル)	TEL(087)851-1233 FAX(087)822-4436
九州支部	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番20号(NOF博多駅前ビル)	TEL(092)481-0951 FAX(092)451-1064
沖縄支部	〒900-0015 那覇市久茂地3丁目1番1号(日本生命那覇ビル)	TEL(098)863-8826 FAX(098)861-2447


<http://www.kensetu-navi.com/>

建設物価調査会が提供する「建設総合サイト」

- ◇本誌をはじめとした当会刊行物の追加・修正情報の提供。
- ◇「建設物価」のインターネット版「Web建設物価」のご案内。
- ◇「建設物価」掲載の主要資材の市況と価格動向がいち早くご覧いただけます。
- ◇「建設物価」掲載資材のメーカー情報が簡単に検索できます。
- などなど、多彩な建設関連情報が揃っていますので、ぜひご覧ください。

## 根切り、埋戻し、盛土、発生土処理等

【掲載価格の解説】《根切り、埋戻し、盛土、発生土処理等》  
根切り、埋戻し、盛土の人力施工  
1. 重機機械料〔資材料金、オペレーター料、回送料含む〕  
2. 労務費〔運搬手元〕  
（注）根切り・発生土処理には、建設発生土処分料は含まれない。  
ただし、これに伴う器具機料は含む。

### ○ 計合工事業者の諸 経費等は含まない

細 目	規 定	基準	准 善	施
工 事 (1)	工 事 (2)	工 事 (3)	工 事 (4)	工 事 (5)
根切り				
人 力 挖 刃 (つぼ掘・布掘) 深さ 1m未溝	脚及び砂質土 動機	10	前	6,700 7,250 7,200 6,700 5,700
機 機 挖 刃 (切りばり 1段)	砂及び砂質土	4,000	前	840 930 900 850 850
機 機 挖 刃 (切りばり 2段)	砂及び砂質土	6,000	前	1,090 1,180 1,150 1,100 1,100
機 機 挖 刃 (切りばり 3段)	砂及び砂質土	4,200	前	2,600 3,250 3,200 2,900 2,900
機 機 挖 刃 (切りばり 4段)	砂及び砂質土	300	前	1,200 1,400 1,400 1,200 1,200
機 機 挖 刃 (切りばり 5段)	砂及び砂質土	10	前	4,700 5,700 6,500 4,700 4,700
機 機 挖 刃 (切りばり 6段)	砂及び砂質土	300	前	2,650 3,300 4,100 2,570 2,570
機 機 挖 刃 (切りばり 7段)	砂及び砂質土	300	前	3,300 4,100 4,100 3,200 3,200
機 機 挖 刃 (切りばり 8段)	砂及び砂質土	300	前	3,450 4,300 4,300 3,100 3,100
機 機 挖 刃 (切りばり 9段)	砂及び砂質土	300	前	4,400 5,050 5,000 4,550 4,550
機 機 挖 刃 (切りばり 10段)	砂及び砂質土	300	前	5,900 6,700 6,700 5,900 5,900
機 機 挖 刃 (切りばり 11段)	砂及び砂質土	300	前	7,400 8,200 8,200 7,400 7,400
機 機 挖 刃 (切りばり 12段)	砂及び砂質土	300	前	8,900 9,700 9,700 8,900 8,900
機 機 挖 刃 (切りばり 13段)	砂及び砂質土	300	前	10,400 11,200 11,200 10,400 10,400
機 機 挖 刃 (切りばり 14段)	砂及び砂質土	300	前	11,900 12,700 12,700 11,900 11,900
機 機 挖 刃 (切りばり 15段)	砂及び砂質土	300	前	13,400 14,200 14,200 13,400 13,400
機 機 挖 刃 (切りばり 16段)	砂及び砂質土	300	前	14,900 15,700 15,700 14,900 14,900
機 機 挖 刃 (切りばり 17段)	砂及び砂質土	300	前	16,400 17,200 17,200 16,400 16,400
機 機 挖 刃 (切りばり 18段)	砂及び砂質土	300	前	17,900 18,700 18,700 17,900 17,900
機 機 挖 刃 (切りばり 19段)	砂及び砂質土	300	前	19,400 20,200 20,200 19,400 19,400
機 機 挖 刃 (切りばり 20段)	砂及び砂質土	300	前	20,900 21,700 21,700 20,900 20,900
機 機 挖 刃 (切りばり 21段)	砂及び砂質土	300	前	22,400 23,200 23,200 22,400 22,400
機 機 挖 刃 (切りばり 22段)	砂及び砂質土	300	前	23,900 24,700 24,700 23,900 23,900
機 機 挖 刃 (切りばり 23段)	砂及び砂質土	300	前	25,400 26,200 26,200 25,400 25,400
機 機 挖 刃 (切りばり 24段)	砂及び砂質土	300	前	26,900 27,700 27,700 26,900 26,900
機 機 挖 刃 (切りばり 25段)	砂及び砂質土	300	前	28,400 29,200 29,200 28,400 28,400
機 機 挖 刃 (切りばり 26段)	砂及び砂質土	300	前	29,900 30,700 30,700 29,900 29,900
機 機 挖 刃 (切りばり 27段)	砂及び砂質土	300	前	31,400 32,200 32,200 31,400 31,400
機 機 挖 刃 (切りばり 28段)	砂及び砂質土	300	前	32,900 33,700 33,700 32,900 32,900
機 機 挖 刃 (切りばり 29段)	砂及び砂質土	300	前	34,400 35,200 35,200 34,400 34,400
機 機 挖 刃 (切りばり 30段)	砂及び砂質土	300	前	35,900 36,700 36,700 35,900 35,900
機 機 挖 刃 (切りばり 31段)	砂及び砂質土	300	前	37,400 38,200 38,200 37,400 37,400
機 機 挖 刃 (切りばり 32段)	砂及び砂質土	300	前	38,900 39,700 39,700 38,900 38,900
機 機 挖 刃 (切りばり 33段)	砂及び砂質土	300	前	40,400 41,200 41,200 40,400 40,400
機 機 挖 刃 (切りばり 34段)	砂及び砂質土	300	前	41,900 42,700 42,700 41,900 41,900
機 機 挖 刃 (切りばり 35段)	砂及び砂質土	300	前	43,400 44,200 44,200 43,400 43,400
機 機 挖 刃 (切りばり 36段)	砂及び砂質土	300	前	44,900 45,700 45,700 44,900 44,900
機 機 挖 刃 (切りばり 37段)	砂及び砂質土	300	前	46,400 47,200 47,200 46,400 46,400
機 機 挖 刃 (切りばり 38段)	砂及び砂質土	300	前	47,900 48,700 48,700 47,900 47,900
機 機 挖 刃 (切りばり 39段)	砂及び砂質土	300	前	49,400 50,200 50,200 49,400 49,400
機 機 挖 刃 (切りばり 40段)	砂及び砂質土	300	前	50,900 51,700 51,700 50,900 50,900
機 機 挖 刃 (切りばり 41段)	砂及び砂質土	300	前	52,400 53,200 53,200 52,400 52,400
機 機 挖 刃 (切りばり 42段)	砂及び砂質土	300	前	53,900 54,700 54,700 53,900 53,900
機 機 挖 刃 (切りばり 43段)	砂及び砂質土	300	前	55,400 56,200 56,200 55,400 55,400
機 機 挖 刃 (切りばり 44段)	砂及び砂質土	300	前	56,900 57,700 57,700 56,900 56,900
機 機 挖 刃 (切りばり 45段)	砂及び砂質土	300	前	58,400 59,200 59,200 58,400 58,400
機 機 挖 刃 (切りばり 46段)	砂及び砂質土	300	前	59,900 60,700 60,700 59,900 59,900
機 機 挖 刃 (切りばり 47段)	砂及び砂質土	300	前	61,400 62,200 62,200 61,400 61,400
機 機 挖 刃 (切りばり 48段)	砂及び砂質土	300	前	62,900 63,700 63,700 62,900 62,900
機 機 挖 刃 (切りばり 49段)	砂及び砂質土	300	前	64,400 65,200 65,200 64,400 64,400
機 機 挖 刃 (切りばり 50段)	砂及び砂質土	300	前	65,900 66,700 66,700 65,900 65,900
機 機 挖 刃 (切りばり 51段)	砂及び砂質土	300	前	67,400 68,200 68,200 67,400 67,400
機 機 挖 刃 (切りばり 52段)	砂及び砂質土	300	前	68,900 69,700 69,700 68,900 68,900
機 機 挖 刃 (切りばり 53段)	砂及び砂質土	300	前	70,400 71,200 71,200 70,400 70,400
機 機 挖 刃 (切りばり 54段)	砂及び砂質土	300	前	71,900 72,700 72,700 71,900 71,900
機 機 挖 刃 (切りばり 55段)	砂及び砂質土	300	前	73,400 74,200 74,200 73,400 73,400
機 機 挖 刃 (切りばり 56段)	砂及び砂質土	300	前	74,900 75,700 75,700 74,900 74,900
機 機 挖 刃 (切りばり 57段)	砂及び砂質土	300	前	76,400 77,200 77,200 76,400 76,400
機 機 挖 刃 (切りばり 58段)	砂及び砂質土	300	前	77,900 78,700 78,700 77,900 77,900
機 機 挖 刃 (切りばり 59段)	砂及び砂質土	300	前	79,400 80,200 80,200 79,400 79,400
機 機 挖 刃 (切りばり 60段)	砂及び砂質土	300	前	80,900 81,700 81,700 80,900 80,900
機 機 挖 刃 (切りばり 61段)	砂及び砂質土	300	前	82,400 83,200 83,200 82,400 82,400
機 機 挖 刃 (切りばり 62段)	砂及び砂質土	300	前	83,900 84,700 84,700 83,900 83,900
機 機 挖 刃 (切りばり 63段)	砂及び砂質土	300	前	85,400 86,200 86,200 85,400 85,400
機 機 挖 刃 (切りばり 64段)	砂及び砂質土	300	前	86,900 87,700 87,700 86,900 86,900
機 機 挖 刃 (切りばり 65段)	砂及び砂質土	300	前	88,400 89,200 89,200 88,400 88,400
機 機 挖 刃 (切りばり 66段)	砂及び砂質土	300	前	89,900 90,700 90,700 89,900 89,900
機 機 挖 刃 (切りばり 67段)	砂及び砂質土	300	前	91,400 92,200 92,200 91,400 91,400
機 機 挖 刃 (切りばり 68段)	砂及び砂質土	300	前	92,900 93,700 93,700 92,900 92,900
機 機 挖 刃 (切りばり 69段)	砂及び砂質土	300	前	94,400 95,200 95,200 94,400 94,400
機 機 挖 刃 (切りばり 70段)	砂及び砂質土	300	前	95,900 96,700 96,700 95,900 95,900
機 機 挖 刃 (切りばり 71段)	砂及び砂質土	300	前	97,400 98,200 98,200 97,400 97,400
機 機 挖 刃 (切りばり 72段)	砂及び砂質土	300	前	98,900 99,700 99,700 98,900 98,900
機 機 挖 刃 (切りばり 73段)	砂及び砂質土	300	前	100,400 101,200 101,200 100,400 100,400
機 機 挖 刃 (切りばり 74段)	砂及び砂質土	300	前	101,900 102,700 102,700 101,900 101,900
機 機 挖 刃 (切りばり 75段)	砂及び砂質土	300	前	103,400 104,200 104,200 103,400 103,400
機 機 挖 刃 (切りばり 76段)	砂及び砂質土	300	前	104,900 105,700 105,700 104,900 104,900
機 機 挖 刃 (切りばり 77段)	砂及び砂質土	300	前	106,400 107,200 107,200 106,400 106,400
機 機 挖 刃 (切りばり 78段)	砂及び砂質土	300	前	107,900 108,700 108,700 107,900 107,900
機 機 挖 刃 (切りばり 79段)	砂及び砂質土	300	前	109,400 110,200 110,200 109,400 109,400
機 機 挖 刃 (切りばり 80段)	砂及び砂質土	300	前	110,900 111,700 111,700 110,900 110,900
機 機 挖 刃 (切りばり 81段)	砂及び砂質土	300	前	112,400 113,200 113,200 112,400 112,400
機 機 挖 刃 (切りばり 82段)	砂及び砂質土	300	前	113,900 114,700 114,700 113,900 113,900
機 機 挖 刃 (切りばり 83段)	砂及び砂質土	300	前	115,400 116,200 116,200 115,400 115,400
機 機 挖 刃 (切りばり 84段)	砂及び砂質土	300	前	116,900 117,700 117,700 116,900 116,900
機 機 挖 刃 (切りばり 85段)	砂及び砂質土	300	前	118,400 119,200 119,200 118,400 118,400
機 機 挖 刃 (切りばり 86段)	砂及び砂質土	300	前	119,900 120,700 120,700 119,900 119,900
機 機 挖 刃 (切りばり 87段)	砂及び砂質土	300	前	121,400 122,200 122,200 121,400 121,400
機 機 挖 刃 (切りばり 88段)	砂及び砂質土	300	前	122,900 123,700 123,700 122,900 122,900
機 機 挖 刃 (切りばり 89段)	砂及び砂質土	300	前	124,400 125,200 125,200 124,400 124,400
機 機 挖 刃 (切りばり 90段)	砂及び砂質土	300	前	125,900 126,700 126,700 125,900 125,900
機 機 挖 刃 (切りばり 91段)	砂及び砂質土	300	前	127,400 128,200 128,200 127,400 127,400
機 機 挖 刃 (切りばり 92段)	砂及び砂質土	300	前	128,900 129,700 129,700 128,900 128,900
機 機 挖 刃 (切りばり 93段)	砂及び砂質土	300	前	130,400 131,200 131,200 130,400 130,400
機 機 挖 刃 (切りばり 94段)	砂及び砂質土	300	前	131,900 132,700 132,700 131,900 131,900
機 機 挖 刃 (切りばり 95段)	砂及び砂質土	300	前	133,400 134,200 134,200 133,400 133,400
機 機 挖 刃 (切りばり 96段)	砂及び砂質土	300	前	134,900 135,700 135,700 134,900 134,900
機 機 挖 刃 (切りばり 97段)	砂及び砂質土	300	前	136,400 137,200 137,200 136,400 136,400
機 機 挖 刃 (切りばり 98段)	砂及び砂質土	300	前	137,900 138,700 138,700 137,900 137,900
機 機 挖 刃 (切りばり 99段)	砂及び砂質土	300	前	139,400 140,200 140,200 139,400 139,400
機 機 挖 刃 (切りばり 100段)	砂及び砂質土	300	前	140,900 141,700 141,700 140,900 140,900
機 機 挖 刃 (切りばり 101段)	砂及び砂質土	300	前	142,400 143,200 143,200 142,400 142,400
機 機 挖 刃 (切りばり 102段)	砂及び砂質土	300	前	143,900 144,700 144,700 143,900 143,900
機 機 挖 刃 (切りばり 103段)	砂及び砂質土	300	前	145,400 146,200 146,200 145,400 145,400
機 機 挖 刃 (切りばり 104段)	砂及び砂質土	300	前	146,900 147,700 147,700 146,900 146,900
機 機 挖 刃 (切りばり 105段)	砂及び砂質土	300	前	148,400 149,200 149,200 148,400 148,400
機 機 挖 刃 (切りばり 106段)	砂及び砂質土	300	前	149,900 150,700 150,700 149,900 149,900
機 機 挖 刃 (切りばり 107段)	砂及び砂質土	300	前	151,400 152,200 152,200 151,400 151,400
機 機 挖 刃 (切りばり 108段)	砂及び砂質土	300	前	152,900 153,700 153,700 152,900 152,900
機 機 挖 刃 (切りばり 109段)	砂及び砂質土	300	前	154,400 155,200 155,200 154,400 154,400
機 機 挖 刃 (切りばり 110段)	砂及び砂質土	300	前	155,900 156,700 156,700 155,900 155,900
機 機 挖 刃 (切りばり 111段)	砂及び砂質土	300	前	157,400 158,200 158,200 157,400 157,400
機 機 挖 刃 (切りばり 112段)	砂及び砂質土	300	前	158,900 159,700 159,700 158,900 158,900
機 機 挖 刃 (切りばり 113段)	砂及び砂質土	300	前	160,400 161,200 161,200 160,400 160,400
機 機 挖 刃 (切りばり 114段)	砂及び砂質土	300	前	161,900 162,700 162,700 161,900 161,900
機 機 挖 刃 (切りばり 115段)	砂及び砂質土			